

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 第6回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和8年8月25日（火）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （各委員は五十音順）

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、白崎

使用者代表委員 酒匂、中原、宮崎

事務局 三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

皆さま、本日はお忙しい中、また昨日は遅くまで審議頂いて大変お疲れのところ、2日にわたってご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、第6回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、重黒木委員が欠席で8名の出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

本日の議事録の確認の件ですけれども、鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【鎌田委員・中原委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いいたします。また、当専門部会の開催について公示を行ったところ、3名の申し込みがあり、本日3名様が傍聴されております他、報道機関の方が若干名傍聴予定であることをご報告申し上げます。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料につきましては、閲覧用を傍聴席にも準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになられることはお控えいただきますようよろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただきますようお願いいたします。

また報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行を森部部会長にお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【森部部会長】

はい、それでは第6回の専門部会を始めたいと思います。皆様におかれましては昨日、8時間以上の議論ということで、大変お疲れだと思いますが、本日もよろしくお願いいたします。それでは第5回専門部会で公益見解をお示ししたところですが、一旦持ち帰っていただきましたので、労使の意見を伺いたいと思います。この点につきまして、全体会議で進めるか、2者協議で進めるか、どちらにするかを皆様にお聞きしたいのですが、労側としてはいかがでしょうか。

【白崎委員】

全体で。

【森部部会長】

わかりました。使側としましては全体でよろしいでしょうか。

【宮崎委員】

はい。

【森部部会長】

それではこのまま全体会議で意見交換を行いたいと思います。それぞれ意見があればよろしくをお願いします。付帯決議も同時に渡していますので、付帯決議についても何かありましたらお願いします。

【鎌田委員】

よろしいですか。

【森部部会長】

お願いします。

【鎌田委員】

大局はこの内容のとおりだろうというふうに思いますが、細かいところで、言葉尻のところになりますが、9ページの上の段の一番下、また書きのところで発効日のことを触れてますが、「金額審議と並行して議論し」という記載があるんですけども、金額は金額で論議して、発効日は発効日で論議したわけで、しかもこの段落の最初のところで、「また、発効日については」と発効日にトピックをかけていますので、あえて「金額審議と並行して議論し」というところを削除して、すっきりと表現した方がいいのかなというふうに思います。それが1点。

あともう1点目は、9ページの下段のところですが、「5 政府に対する要望」の(1)の4行目ですけども、「地域で活躍する医療・介護・保育・福祉等の」とありますが、地場地域にはいろんな業種があると思うんです。サービス業から様々な業種があると思いますので、あえてこのような長い文書で業種を特定せずに、すっきりと「生産性向上への支援、人材確保と処遇改善等の具体的かつ」という表現でまとめられた方がいいのではないかという提案です。以上です。

【森部部長】

はい、ありがとうございました。2つの提案がございました。その点につきまして、労側の方の提案ということでよろしいですか。

【白崎委員】

はい。

【森部部長】

これについて、使側としてはいかがでしょうか。このご提案どおりでよろしいか。それとも、それに対してもう少しくすべきだというところがございますら、お願いします。

【宮崎委員】

はい。今の意見について異議なしということで。

【森部部長】

異議なしということですので、労側のご提案のとおりで修正をお願いしたいと思います。事務局の方でお願いします。

【賃金室長】

はい。

【橋口部長代理】

すみません。最初の修正点をもう一度確認したいのですが。すっきりというのを含め、最初の部分です。

【鎌田委員】

「金額審議と並行して議論し、」というところだけを、削除したらどうでしょうかという提案です。

【橋口部長代理】

発効日についてが、「また」で始まっているので、ここの部分は「法定発効で一致した」と。

【鎌田委員】

はい。そういうことです。

【橋口部長代理】

はい、了解です。確認でした。

【森部部長】

他にございますでしょうか。使側の方から何かございますでしょうか。公益見解だけでな

くて、付帯決議の方でも構いません。

(使側から意見等なし)

【森部部会長】

労側の方は付帯決議についてはどうでしょうか。

【白崎委員】

はい、結構です。

【森部部会長】

このままでよろしいですか。公益の方からはよろしいですか。

【橋口部会長代理】

はい。

【森部部会長】

それでは、労側から修正の提案がございまして、使側の方もそれについて異議なしということですので、その2点を修正した形で公益見解を作成したいと思います。そして付帯決議につきましても、ご意見をいただこうと思いましたが、ご異議が無いようですので、提案のとおり付帯決議をつけたいと思います。

それでは他に無ければ、公益委員で今お聞きしたものも含めて検討をして、作成、検討を行いますので、その間、労使の委員の皆様は、別室で待機していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(労側委員、使側委員を控室へ案内)

<公益委員見解、付帯決議を作成>

(労側委員、使側委員を呼び込み)

<全体協議の再開>

それでは全体会議を再開したいと思います。お手元に、先ほどご意見があった点を踏まえて修正した公益見解と、付帯決議を配付しています。それぞれ、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これまでの専門部会で労使双方から頂きました意見を踏まえて、公益委員の見解をお示しし、採決により結論を出すことと致します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは公益見解をお示ししたいと思います。宮崎県最低賃金を時間額 1,085 円とし、引上げ額 62 円、引上げ率 6.06%とします。発効日は、法定発効とします。すでに内容を確認している部分も多いと思いますが、詳しくは配布している公益見解を再度黙読して確認していただきたいと思います。確認のための時間をしばらく置きたいと思います。よろしくお願いします。

<各委員、公益見解と付帯決議を黙読、確認>

【森部部会長】

一通り読んでいただいたと思いますが、まだ時間が必要でしたら仰ってください。よろしいでしょうか。それでは、今、お読みいただいたものが公益見解でございます。この公益見解に基づき、専門部会報告を取りまとめたいと思います。それについて採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしということで採決に移りたいと思います。それでは採決に入りますが、採決につきましても、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので、非公開とします。傍聴人の方は、採決後にお呼びいたしますので、採決が終わるまでは申し訳ありませんが、会議室の外でお待ちいただけますでしょうか。

(傍聴人退室)

それでは採決に移りたいと思います。採決は反対、賛成の順にお聞きします。よろしいでしょうか。それでは、公益見解に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 2人)

次に、公益見解に「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 5人)

はい、ありがとうございます。採決の結果、公益見解は賛成多数により採択されましたので、専門部会報告をまとめ、審議会会長あてに報告したいと思います。

(傍聴人入室)

それでは、採決の結果、公益見解は賛成多数により採択されましたので、専門部会報告をまとめ、審議会会長への報告をしたいと思います。では続きまして、これまでの審議におきましてご意見のあった付帯決議について、ご検討いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

お配りしました付帯決議案でございます。付帯決議につきましては、令和3年以降、部会報告及び答申文に盛り込んでおります。今年度の付帯決議につきましては、昨年度のものを基本に、これまでの審議の中で、委員の皆さんからの発言を踏まえて作成しております。また、第5回専門部会で、公益委員見解案とともに付帯決議案を提示しておりましたが、本日のご意見を踏まえたものとしております。

項目1としましては、いわゆる「骨太の方針」と「日本成長戦略」に記載されている中小企業への支援策の確実な実施を求めるものです。項目2と3は、原材料費などの高騰、価格転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえて、業務改善助成金などの各種支援策の拡充・強化、価格転嫁が確実に行われるような取組の支援策を求めるものです。項目4と5は、社会保険料や税負担の軽減措置、「年収の壁」への対応の一層の推進を求めるものとしております。

付帯決議につきましては、全会一致として、部会報告文、答申文に記載できればと考えております。以上でございます。

【森部会長】

はい、ありがとうございました。公益委員としましては、今年度の金額改定審議におきましては、物価高による影響を受けている中での審議となったこと、中東情勢等で経済情勢が不透明な状況であったこと、また、目安額が昨年を下回ったものの、過去2番目に高いものになったことなど、労使双方において、議論が困難を極められたものと考えております。そのうえで、この公益委員案による「付帯決議案」の内容も、公・労・使がともに困難の先を見据え、ともにこれからも協力していくことを目指した決議であると考えております。

従いまして、この付帯決議の採択にあたっては、最賃審議会の本審に向けて、専門部会の委員の全員が一致して明確な意思を表明するという趣旨でお臨みいただきたいと思います。なお、付帯決議の内容は、先ほどの採決の結果と一緒に審議会会長あて専門部会として報告したいと思います。ここまで、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(質問、意見等なし)

それでは、特に無いようなので、付帯決議案の採決を行いたいと思います。採決につきましては、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので、非公開とします。傍聴人の方は、採決後にお呼びしますので、採決が終わるまで申し訳ありませんが会議室の外でお待ちください。よろしく申し上げます。

(傍聴人退室)

それでは採決に移りたいと思います。採決は、「反対」「賛成」の順でお聞きます。

それでは、付帯決議に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 7人)

はい、ありがとうございます。それでは傍聴人をお呼びください。

(傍聴人入室)

【森部部会長】

採決の結果、付帯決議案は全会一致により決議されましたので、先ほどの採決の結果と一緒に、審議会会長あてに専門部会として報告したいと思います。

なお、第1回専門部会で確認したとおり、最低賃金と生活保護費の比較については、令和6年10月5日発効の宮崎県最低賃金、時間額952円は、令和6年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを付記したいと思いますよろしくお願いします。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。了承いただきましたので、その方向で報告案を作成したいと思います。作成の間、しばらく休憩したいと思います。

<休憩>

<事務局で報告案を作成、各委員席へ配付>

<全体会議の再開>

【森部部会長】

それでは再開したいと思います。今、お配りしていただいた専門部会報告案の黙読をお願いします。

<各委員報告書案を黙読、確認>

皆さんご確認いただけたと思いますので、ただいまの専門部会報告を本審に報告することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、異議なしということで報告したいと思います。それでは了承していただきましたので、このあと開催される宮崎地方最低賃金審議会へ報告することとし、専門部会は終了したいと思います。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。本日の議事録の確認は鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。また、本日の議事録については、公・労あるいは公・使の個別協議及び採決については、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、非公開とします。なお、公・労・使の三者が揃った審議につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。公開についてご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

はい、異議なしということです。それでは各委員の皆様、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。事務局から連絡事項があれば、よろしくお願いします。

【室長補佐】

各委員の皆様、お疲れ様でした。引き続き、予定どおり16時から第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催する予定としておりますが、全員が揃った場合は少し早く開始することもあります。その時はお知らせしますので、一応、予定としては4時からということとさせて下さい。それでは準備が整うまでしばらくお待ちいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いします。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
